

たかいし 議会だより

編集 高石市議会議会運営委員会
発行 高石市議会事務局
TEL 072-265-1001
議会HP <http://www.gijiroku.jp/takaishi/index.html>

平成23年第2回臨時会

議会の構成が決まりました

議長に 松本 定氏
副議長に 森 博英氏
監査委員に 畑中 政昭氏

一般選挙後の初めての議会である平成23年第2回臨時会は、5月17日から会期2日間で開会され、議長・副議長の選挙、議会選出監査委員の選任のほか、各常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任や、泉北環境整備施設組合議会などの一部事務組合議会への派遣議員の選挙を行い、議会の構成が決まりました。また、市長から提出された議案第1号「高石市国民健康保険特別会計補正予算」については、全会一致で可決されました。これらの結果については、3ページの議決結果一覧表をご覧ください。

新しい議会の構成



松本 定 議長



森 博英 副議長



畑中 政昭 監査委員

常任委員会

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務文教委員会	清水 明治	久保田 和典	畑中 政昭 山敷 惠 出川 康二 森 博 古賀 秀敏 松 本
福祉土木委員会	松尾 京子	佐藤 一夫	松本 善弘 寺島 誠 綿野 宏 司 宮口 典 明 奥 石田 悦 雄 永
予算委員会	奥田 悦雄	佐藤 一夫	全議員 (正副委員長を除く)
決算委員会	綿野 宏司	久保田 和典	全議員 (正副委員長を除く)

議会運営委員会

委員長	副委員長	委員
古賀 秀敏	綿野 宏司	松本 善弘 山敷 惠 松尾 京子 出川 康 久保田 和典 奥 田 悦 雄

一部事務組合議会

組合議会名	議長	議員
泉北環境整備施設組合議会	松尾 京子 明 石 宏 隆 佐藤 一夫 奥 田 悦 雄 古賀 秀敏	
泉北水道企業団議会	松本 善弘 寺島 誠 永 山 誠 清水 明治 久保田 和典	
泉州水防事務所組合議会	松本 善弘 山敷 惠 宮口 典 子	
高石市泉大津市墓地組合議会	山敷 惠 綿野 宏 司 松尾 京 子 石 明 隆 治 川 康 二 永 山 和 典 清水 明 博 奥 田 悦 雄 古賀 秀 敏 佐藤 一夫	
大阪広域水道企業団議会	松尾 京子	

議長・副議長就任のごあいさつ

市民の皆様方には、日頃から市議会に対しましてご支援、ご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

私たちは、平成23年第2回臨時会におきまして、議長並びに副議長に就任いたしました。

職の責務の重大さを認識し、さらなる市政の発展と円滑なる議会運営のために全力を尽くす所存でございます。

本市は、財政健全化を進めている中であって、防災対策、少子・高齢化社会への対応、南海本線連続立体交差事業や公共下水道事業などの都市基盤整備等、重要な課題が山積しております。私たち市議会は、議員全員が協力し、審議機関としての機能を発揮しながら、安全・安心で住みよいまちづくりのため、皆様のご期待に沿うようさらに努力してまいります。

つきましては、今後とも市政並びに市議会に対し、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご健勝を心からお祈りいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

市議会定例会の予定

第3回定例会 平成23年9月8日
第4回定例会 平成23年11月30日
第1回定例会 平成24年2月23日

平成23年 第2回定例会

平成23年第2回定例会は、6月9日に開会し、6月21日に閉会しました。

冒頭、阪口市長から平成23年度の施政方針説明がありました。この定例会では、市長から議案10件、報告5件が、監査委員から報告1件が提出されました。

このうち、議案第1号「高石市道路占用料条例の一部を改正する条例制定について」など2案件は福祉土木委員会へ、議案第3号「高石市市税条例の一部を改正する条例制定について」など2案件は総務文教委員会へ、議案第8号「平成23年度高石市一般会計補正予算」など6案件と報告4案件は予算委員会へそれぞれ付託されました。

これらの案件については、それぞれ所管の委員会において慎重審査を行い、いずれも可決・承認等され、本会議においても可決・承認等されました。

また、6月20日には、議員提案により、議案第11号「高石市立学校給食検討委員会設置条例制定について」が提出されましたが、賛成少数で否決されました。

さらに、同日、議員提案により、議案第12号「公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書」など議案3件、決議案1件が提出され、いずれも可決されました。これらの結果については、3ページの議決結果一覧表をご覧ください。また、可決された意見書、決議の内容については、4ページをご覧ください。

第2回定例会 一般質問

【政策推進・総務関係】

○市行政のスリム化等、行財政改革による財政健全化の取り組みについて

○本市が参画している広域連携組織、広域行政について

○大阪府からの権限移譲事務に

対する近隣市との広域連携について

○公共施設の案内標識について

○幼稚園・保育所施設の耐震化工事の実施時期について

○本市で使用できる放射線測定器の台数について

○自治会未加入世帯へのハザードマップ配布に係る自主防災組織の活用について

○災害時要援護者リストの作成について

○市庁舎の照明のLED化の現状と節電の取り組みについて

○自主防災組織の活動について

○携帯型防災無線の配備について

○被災者支援システム導入の検討について

○救急医療情報キット(命のバトン)作成・配布の検討について

○本市の窓口における就労支援について

○環境フェアについて

○市庁舎の太陽光発電システムによる発電量について

○ペットボトルのキャップ(エコキャップ)の回収運動について

○泉北環境整備施設組合の泉北環境クリーンフェスティバルへの本市の関わりについて

○一般廃棄物処理基本計画における取り組みについて

○地域住民による防災マップの作成について

○防犯灯の設置について

○第五次財政健全化計画案を策定する必要性について

○第五次財政健全化計画案策定(同様の質問は他に1件)

○第五次財政健全化計画案策定に係る協議体制と策定期間について

ける地震・津波対策について

【保健福祉関係】

○「スポラたかいし」の利用者数とその役割、本市における今後の健康増進事業について

○本市の乳幼児医療費助成制度と大阪府下の状況、拡充した際の本市負担額について

○保育のあり方検討委員会の委員構成とその審議する内容、最終報告書の提出時期について

○保育所における障害をもつ児童と配慮を要する児童の状況について

○妊婦健診の受診料と本市の補助額、大阪府下の状況について

○同様の質問は他に1件

○障害者の短期入所施設を利用したい方への対応について

○介護支援ボランティア活動ポイント制度導入の検討について

○高齢者、障害者に対する支援策について

○ふれあいゾーン複合センターが属する公民合築マンションの外壁等の補修工事について

【土木関係】

○都市計画道路の富木線の整備とその交通安全対策について

○富木駅周辺東側の整備について

○南海本線連続立体交差事業に

伴う高架下利用について

○本市の住宅耐震診断・耐震改修の実施件数と補助額、耐震改修が必要な住宅の件数について

○昨年の市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更(線引き見直し)について

○府道における車道と歩道の段差について

○羽衣駅周辺の整備について

【教育関係】

○愛国心等、子どもへの道徳教育について

○教科書採択の基準について

○中学校給食導入に際しての意見聴取と導入に係る実施計画の提出について

○学校での防災教育について

○学校と地域の自主防災組織・ボランティア組織との協力的制づくりや協議について

○公立学校施設の防災機能向上について

○学校施設の太陽光発電システムによる発電量と学校での環境教育について

○地産地消の取り組みについての教育委員会と農協・漁協との協議について

○教科書採択に向けての現状とその調査研究について

○学校における避難訓練について

※答弁者の所属で質問項目を分けています。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組みなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 一、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと
- 一、公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと
- 一、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること
- 一、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報提供すること
- 一、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること

当面の電力需給対策に関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力・東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少した。さらに、菅直人総理による中部電力浜岡原子力発電所の停止要請により、夏場の電力不足問題は、東日本のみならず全国的な問題に発展している。

電力供給力不足は国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼす。政府は今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要がある。しかしながら、政府の電力需給対策本部が5月に発表した対策では国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれなかった。

夏場の電力不足を前に政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきである。

よって政府及び国会におかれては、下記項目について速やかに実現を図るよう強く要望する。

記

1. 自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。
2. LED照明設備の導入補助や、エコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
3. 稼働中の原子力発電所の災害対策について、政府として早急に指針を示し、安全対策を講じること。
4. 電力需給の逼迫が長期化することを踏まえた、法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定と補正予算を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、15,000人以上の尊い人命が失われ、いまだ数多くの方が行方不明となっている。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

併せて港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。

更に、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第1原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。

よって国及び政府においては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機にあたり、国民の生命と財産を守る防災対策をはじめとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することを要望する。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害である。このため復興にあたっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求める。

更に、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えている。こうしたことから日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、更には国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって国及び政府においては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンと補正予算を速やかに策定することを強く要望する。

教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議

平成18年の教育基本法改正では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示された。これを受けて改正された学校教育法では、義務教育の目標の一つとして、「我が国の郷土と現状と歴史について、正しく理解に導く」ことが規定され、これらの教育法規改正に基づき学習指導要領の改訂が行なわれ、教科書会社は教科書の編纂を行なった。

本年3月には、中学校教科書における検定結果が文部科学省より発表され、夏の教科書採択に向け、各教育委員会は準備に入ったところである。

文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が装丁や見映えではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、各採択権者の権限と責任のもと、地域実情に最も適した教科書を採択していくことや、教育基本法の改正内容や学習指導要領の改訂を十分理解し、適切な教科書採択を行なうよう求めている。

そこで、教育委員会におかれては次の点を踏まえ、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう強く求める。

記

- 一、審議会の答申を踏まえ、教育委員会の委員その他学校関係者に教育基本法及び学校教育法の改正並びに学習指導要領改訂の趣旨について周知徹底を図り、教育課程が改善されたことに対する理解を深めること。
- 二、各教科書が教育基本法、学校教育法や学習指導要領に照らし、教育の目標を達成し得るものとなっているのか評価の指標を設け、各々の教科書の特徴や個性、表記に関する比較検討ができるよう調査研究を行なうこと。
- 三、教育委員会の責任のもと、教育基本法、学習指導要領の目的・目標等の達成を目指し、最も適した教科書を採択すること。